



## 法務局は出先機関か



早稲田大学教授 山野目章夫

警視庁と警察庁を同じものであると思っている方も、おられないではない。が、それ以上に一般の方々に知って欲しいと感ずるのは、法務局の組織である。本誌の読者は当然ご存知のことであるが、たとえば水戸地方法務局はあるが、東京地方法務局というものはない。“地方”の二文字がない東京法務局が、東京都の登記・供託事案や人権擁護の事務を直接に執行するほか、関東甲信越の各地方方法務局を統轄する。そして、これらは、法務省の出先機関ではない。法務省そのものなのである。出先機関とは、本省とは別の機関（器官）であり、しばしば役割が不明確であることから、業務を地方に移管したり、公務員削減の見地から廃止したりすることが現下の情勢で要請されている。それは、当然であろう。しかし、法務局は、そうではない。東京に、水戸に、そして宇都宮に、いわば法務省そのものが存在し、権限に基づいて法務事務官が執行すべき事務を執り行っている。よく知られているように、視神経が、脳とは別の器官でなく、脳そのものが眼窩まで伸びてきているのと構造は異ならない。海上保安署は国の出先機関であるから廃止せよ、などと言う議論がありえないのと同じである。

なぜ、そのような組織である必要があるか。海上保安庁もそうであるし、知事部局と隔てられている警察もそうであるが、まず、仕事がトレーニングを要する。たとえば土地の境界。地図混乱などのトラブルがないところは、今でも国土調査事業として市町村が当たっているが、込み入ったところは法務局の事業として調査測量が行なわれる。地権者の意見が対立するときに、筆界を見定めるのにはスキルが要るし、ときに登記官は現場で身の危険を感ずることすらある。それを市町村にさせて大丈夫なのは、よほど職員の配置や研修で工夫をするときであろう。これから会社・法人法制がますます精緻に

なってくると法人登記も、勉強した人でなければ的確な審査ができない。それも市町村の職員に勉強させようというのであろうか。

本省→管区の法務局→地方方法務局という系統を整えて仕事を進めなければならない別の理由は、取扱が全国统一でなければならない、ということにある。同じ登記申請手続であるのに、宇都宮に出す際に添付しなくてもよかったものが隣の水戸では要る、ということでは困る。そこは、東京法務局が適切に調整する。同じように、東京の宅地建物取引業者が札幌に出張して登記をしようとする手続が違う、ということでは、一国の経済を動かす市場とは言い難い。本省民事局から見解が出され、東京法務局でも札幌法務局でも同じ扱いがなされるから、人々は余分なことに気を散らさないで取引を進めることができる。

もう一つ理由を挙げるならば、警察も海上保安庁も、そして法務局も、統合運用が可能でなければならない。統合運用とは、ふつうでない事態に対し、全国から機動的に要員を動かすことができる、ということである。長野県の山荘を占拠した暴徒を鎮圧するのに警視庁の機動隊を投入することができたのは、警察の組織が統合運用になっているからである（しかし、尊い犠牲があったことは痛ましい）。法務局では、小笠原の施政権が戻った際、東京法務局の職員が派遣され、密林を踏査して調査測量をした。それは、日本の全土に物的編成の不動産登記制度を及ぼそうとする登記官の気概でもあったろう。

専門性（筆界）、斉一性（手続の統一）、統合性（機動的対処）を具え、そして気概を抱いた人たちが擁する組織を壊すとき、それは一瞬である。しかし、いったん壊したら、明治以来、先輩が築いてきたものの再建には、多大の時間を要する。私たちの代に賢慮が求められる所以にほかならない。（やまのめ あきお）